

国際予備審査機関 I N	インド特許庁	附属書 E I N
予備審査手数料（PCT規則58） ¹	インド・ルピー（INR）	12,000 ² (3,000) ³
追加の予備審査手数料（PCT規則68.3） ⁴	INR	12,000 ² (3,000) ³
取扱手数料（PCT規則57.1） ⁵	USD	218
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料（PCT規則71.2）	1頁につき INR	10
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（PCT規則94.2）	1頁につき INR	10
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	<p>過誤又は超過の料金は払い戻す</p> <p>PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し</p> <p>国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し⁶</p>	
異議申立手数料（PCT規則68.3(e)）	INR	4,000 (1,000) ⁷
遅延提出手数料（PCT規則13の3.2）	INR	4,000 (1,000) ⁷
この官庁は電子形式による国際予備審査請求（PCT第二章）を認めるか？	認める。この官庁はePCT出願による電子手続を認める ⁸ 。	
国際予備審査のために受理する言語	英語	
審査しないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、インドの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、インド特許庁が国際調査報告を作成した場合にはINR 10,000に減額される。
- 括弧内の額は個人による出願に適用される。この額は、インド特許庁が国際調査報告を作成した場合にはINR 2,500に減額される。
- この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。
- この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。
- この払戻しから、送付手数料（附属書C（IN）参照）と同額の処理手数料が差し引かれる。
- 括弧内の額は個人による出願に適用される。
- 関連するこの官庁の通告については、2014年11月13日付公示（PCT公報）171頁以降参照。

I N

インド特許庁 (続き)

I N

委任状の提出要件の放棄

国際予備審査機関は、別個の委任状を していない
提出する要件を放棄しているか？

国際予備審査機関は、包括委任状の写し していない
を提出する要件を放棄しているか？
